

# 設計業務委託仕様書

## I. 業務概要

### 1. 件名

広島運輸支局福山自動車検査登録事務所 空調設備改修工事設計業務委託

### 2. 設計に係る工事場所

広島運輸支局福山自動車検査登録事務所

広島県福山市南今津町4-4

### 3. 履行期間

令和8年11月30日まで

### 4. 設計と条件

(1) 広島運輸支局福山自動車検査登録事務所 空調設備改修工事に必要な設計・積算業務を行うこと。

(2) 本仕様書により、対象となる内容や当局の意図を十分に考慮し、明確に表示する工夫に心がけること。

## II. 業務仕様

### 1. 管理技術者の資格要件

- ・建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は設備設備士

### 2. 設計業務の内容及び範囲

本業務は、広島運輸支局福山自動車検査登録事務所 空調設備改修工事を実施するために必要な設計図書等の作成を行うもので、以下の内容を実施する。

#### ・設計関係業務

i. 改修工事の発注に必要な設計図面、数量計算・積算及び仕様書の作成。

ii. 仕様書等に対する入札回答案の作成。

iii. 改修工事を行うにあたり、関係法令等の諸手続で必要とされる書類の作成及び関係官署との調整。

iv. 上記業務に付帯する作業

騒音・振動や有害物の飛散等の影響を周囲に及ぼさない、安全な工法を採用すること。

工事費内訳書作成時に製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にして単価及び価格を算定する場合は、以下の点に注意すること。

ア. 見積先は複数社（3社以上）とすること。

イ. 必要に応じてヒアリング等を行い市中における取引状況等（実勢価格帯）を確認すること。

ウ. 原則として最安値の見積書を基に実勢価格帯、類似の取引価格、数量の多寡及び施工条件等を勘案して単価及び価格を決定すること。

### 3. 業務の実施

#### (1) 一般事項

- ① 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ② 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

#### (2) 共通事項

- i. 工事中に必要な仕様・数量変更に係る工事の受注者等からの協議に対する検討とその調整を行い、その協議結果による設計内訳額について管理すること。
- ii. 工事費の増減を伴う仕様変更・数量の変更は、その都度事前に監督員に報告・協議のうえ、工事受注者から提出のある「協議書」に設計者の見解を記載のうえ監督員に提出すること。
- iii. やむを得ず増額工事が必要となる場合においても、VE・CD など減額工事案を検討し工事請負契約額内に納まるよう監督職員と協議すること。
- iv. 本仕様書に記載のない事項等、疑義が生じた時はその都度、監督職員と協議すること。

#### (3) 適用基準等

##### ① 建築

- ・ 建築設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編)
- ・ 建築工事標準詳細図

##### ② 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編／機械設備工事編)
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編／機械設備工事編)
- ・ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編／機械設備工事編)

##### ③ 積算

- ・ 公共建築工事積算基準

#### (4) 資料の貸与及び返却

##### ① 資料

庁舎等設計図面等

##### ② 貸与・返却

中国運輸局総務部会計課管財係

③貸与時期

契約後

④返却時期

積算終了後

(5) 成果物の提出場所

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館4階  
中国運輸局総務部会計課 管財係 TEL(082)228-3435

(6) 成果物の取扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理等に使用する。

4. 成果物

(1) 実施設計

①建築設計図

- ・仕様書
- ・工事箇所詳細図

②工事費内訳書

- ・積算数量算出書
- ・各種計算書
- ・その他各種資料

(2) 提出部数等

- ・原図 1部 (A3)
- ・積算数量算出書一式 1部 (A4)
- ・各種計算書一式 1部 (A4)
- ・その他各種資料一式 1部 (A4)

(3) 納品形態

① 図面については、出力した原図を紙媒体で納品する他、CADデータ及びPDFデータでも納品するものとする。また、保存媒体や形式等については監督職員と協議するものとする。

② 工事費内訳書、積算数量算出書等については、出力したものを紙媒体で納品する他、適宜の保存形式でCD-R等でも納品するものとする。また、保存媒体や形式等については監督職員と協議するものとする。

5. その他

(1) 工事費内訳書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含むものとする。

(2) 図面については、適宜追加してもよい。但し、契約金額の増は行わない。

- (3) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。
- (4) 当工事は入札を予定している。入札公告中に設計図面に関する質問があった場合、その質問に対する回答についての助言をすること。

6. 監督職員

広島運輸支局福山自動車検査登録事務所 運輸企画専門官